

# 令和6年度東北町低所得者支援給付金

令和6年度において新たに「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯へのお知らせ  
1世帯あたり10万円



エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯のうち、令和6年度において新たに「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯へ10万円を支給します。

(本給付金の受給は、1世帯につき1回限りです。)

この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」(令和5年法律第81号)により差押えが禁止されており、また所得税等の課税対象とはなりません。

Q1

令和6年6月3日(基準日)現在、東北町に住民登録があり「住民税非課税世帯」または「住民税均等割のみ課税世帯」の世帯主ですか？

いいえ



令和6年6月3日に住民登録がある市町村へお尋ねください。

はい



Q2

令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)を受給されていない世帯主ですか？  
(未申請・辞退した世帯は「いいえ」へ)

いいえ



支給対象外です。  
令和6年度において新たに「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯に対する給付金です。

はい



Q3

町から世帯主に対して「確認書」が届きましたか？(東北町で課税情報が確認できる世帯)

いいえ



**申請手続きが必要です。**  
令和6年1月2日以降に転入した方を含む世帯、令和6年6月3日以降に修正申告により課税状況が変更になった方等は、お問い合わせください。

はい



Q4

以下の要件に該当しますか？  
①住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではありません。  
②世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告の者はいません。

いいえ



支給対象外です。  
税法上の扶養を受けているかわからない場合は、親族の方に確認してください。

はい



※協議離婚等による別居や令和6年6月3日以降の離婚など、諸事情がある場合はご相談ください。

確認書に必要事項を記入し、添付書類を添えて返送してください。

**申請期限 令和6年10月31日(木) ※消印有効**

「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」の子育て世帯の方は裏面の子ども加算金(18歳以下の児童1人あたり5万円)をご覧ください。

## 令和6年度東北町低所得者支援給付金

# 子育て世帯の方へお知らせ

(令和6年度において新たに「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯)

**子ども加算金 5万円 / 児童1人あたり**

令和6年度において新たに「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯(基準日:令和6年6月3日)のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降に生まれた児童)の子どもがいる世帯に対して児童1人あたり5万円を支給します。

(本給付金の受給は、1世帯につき1回限りです。)

この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」(令和5年法律第81号)により差押えが禁止されており、また所得税等の課税対象とはなりません。



Q1

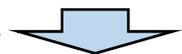
表面の「東北町低所得者支援給付金(1世帯10万円)」の支給対象となる世帯ですか?

いいえ



令和6年6月3日以降に修正申告等により課税状況が変更になった方はお問い合わせください。

はい



Q2

町から世帯主に対して「確認書(子ども加算分)」が届きましたか?

いいえ



別居している18歳以下の児童や令和6年6月3日以降に生まれたお子さんがいる場合はお問い合わせください。

はい



※協議離婚等による別居や令和6年6月3日以降の離婚など、諸事情がある場合はご相談ください。

確認書(子ども加算分)に必要事項を記入し、添付書類を添えて返送してください。

申請期限 令和6年10月31日(木) ※消印有効



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合、お住まいの市町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせは  
こちらまで

東北町役場 福祉課  
「低所得者支援給付金窓口」

☎ 0176-56-3111

受付時間 8:15 ~ 17:00